

保護者の皆さまへ

令和8年度 特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

新潟市教育委員会

新潟市では、保護者の方の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興のために、小・中学校特別支援学級等でかかる費用の一部を補助する就学奨励を行っています。

1 補助を受けられるご家庭（①または②に該当するご家庭になります。）

- ①お子さんが新潟市立小・中学校の特別支援学級に在籍しているご家庭
 ②お子さんが学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度に該当し、通常学級に在籍しているご家庭（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度に該当するかどうかは、新潟市就学支援委員会で判断されます。）

2 補助の対象となるもの

特別支援教育就学奨励費の支給費目は次のとおりとなります。

※ ご家庭によって支給対象となる費目が異なります。（裏面の「審査及び支給区分」を参照してください。）

補助費目	内容	補助する額（予定）		支給月（予定）
		小学校	中学校 中等教育学校前期課程	
学用品・通学用品 購入費 ※1	ノート・鉛筆等の購入費	定額 5,820円	定額 11,370円	1・3月
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費 ※2	入学時に購入するカバン等の購入費（新入学児童・生徒のみ）	定額 28,530円	定額 31,500円	10月
学校給食費	学校給食にかかる食材料費等	実績額の1/2		10・1・3月
修学旅行費	修学旅行の交通費・宿泊費等	実績額の1/2 （限度額 10,790円）	実績額の1/2 （限度額 28,860円）	学校での精算及び 教育委員会での 支給準備終了後
校外活動等参加費 （宿泊を伴うもの）	野外活動等の泊まりがけ行事での交通費・見学料等	定額 1,845円	実績額の1/2 （限度額 3,105円）	
校外活動等参加費 （宿泊を伴わないもの）	遠足等の交通費・見学料など	実績額の1/2 （限度額 800円）	実績額の1/2 （限度額 1,155円）	3月
交流及び 共同学習交通費	他の特別支援学級との交流及び共同学習にかかる交通費	実績額 ※3 （所得基準額2.5倍以上の場合は1/2）		3月
職場実習交通費	職場実習の交通費	—	実績額 ※3 〔所得基準額2.5倍 以上の場合は1/2〕	3月
通学費	児童・生徒が通学のために最も経済的な方法でバス・JRを使用した場合の交通費	実績額 ※3 （所得基準額2.5倍以上の場合は1/2）		10・1・4月
付添費 （市内在住者のみ）	自家用車・バス・電車を使用し、保護者が児童・生徒の通学に付き添う場合の保護者分交通費	実績額の1/2		4月

※1 在籍学級の変更が生じた場合等は、対象期間で月割り支給します。

※2 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を前年度の就学援助で支給されている場合は対象外となります。

※3 所得基準2.5倍の目安を参照してください。

3 申請方法

下記の二次元コードから手続き画面に進み、申請してください。

(注1) 申請には利用者 ID の登録が必要です。

(注2) 二次元コードが読み込めない場合は、申請システム e-NIIGATA のキーワード検索から「特別支援教育就学奨励費」と検索してください。
 ※学校長からの現金支給を希望する場合、学校より委任状を受け取り記入して提出してください。
 ※オンライン申請が難しい場合は、在籍する学校へお問い合わせください。



以下の(ア)～(ウ)に該当する方については、後日、「令和8年度所得証明書(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得の証明書で、雑損・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・ひとり親/寡婦の控除の記載があるもの。源泉徴収票は不可。)」を提出してください。

※「令和8年度所得証明書」は令和8年1月1日に住所のあった市区町村で概ね6月から発行されます。

(ア) 令和7年分の所得の申告をしていない方(所得金額等の申告が必要です)

(イ) 転入等の異動があり、令和8年1月1日は新潟市以外に住所を有していた方

(ウ) 区域外就学者等で市外に住所がある方

4 審査及び支給区分

就学援助・生活保護制度適用の有無及び同居家族全員の令和7年分所得等により、支給区分を決定します。審査結果は、学校を通して通知します。(8月頃を予定。)

支給区分(世帯の概要等)		支給内容
就学援助・生活保護を受けていないご家庭	所得金額が基準額の2.5倍未満	「補助の対象となるもの」のすべての費目を特別支援教育就学奨励費から支給します。ただし、実績がなかった場合等、費目によって支給対象とならないことがあります。
	所得金額が基準額の2.5倍以上	「補助の対象となるもの」のうち、「通学費」「交流及び共同学習交流費」「職場実習交通費(中学生)」「付添費」を支給します。
就学援助を受けているご家庭 ※		就学援助の支給費目でない「通学費」「交流及び共同学習交流費」「職場実習交通費(中学生)」「付添費」を特別支援教育就学奨励費から支給します。
生活保護を受けているご家庭		生活保護の扶助費の支給費目でない「交流及び共同学習交流費」「職場実習交通費(中学生)」「付添費」を特別支援教育就学奨励費から支給します。

※ 就学援助制度を利用されている場合、有利な制度からの支給となります。就学援助の第4階層(25%支給)の方のみ、「補助の対象となるもの」のすべての費目を特別支援教育就学奨励費から支給します。

※学校徴収金又は学校給食費に滞納がある場合、支給される奨励費について、学校長がこれを代理受領し滞納額の弁済に充当することがあります。

<所得基準額の2.5倍の目安> ※ご家庭の状況によって異なります。

家族構成	所得金額	家族構成	所得金額
家族の人数：3人 母 32歳 小学 2年 幼稚園児 4歳	667万円	家族の人数：4人 父 35歳 母 33歳 小学 2年 幼稚園児 4歳	676万円
家族の人数：5人 父 37歳 母 35歳 小学 4年 小学 2年 幼児 2歳	749万円	家族の人数：6人 父 35歳 母 33歳 小学 2年 幼稚園児 4歳 祖父 64歳 祖母 61歳	829万円

※ 所得・・・収入金額から必要経費を引いた額

5 支給予定日等

下記の日程で、保護者口座に振り込みます。(委任状提出者については、学校長口座に振り込みます。)

第1回支給予定 令和8年10月

第2回支給予定 令和9年 1月

第3回支給予定 令和9年 3月 ※一部4月

※ 前月までに確認がとれたものについて支給するため、振込日が上記日程より遅くなる場合があります。